

学校(園)又は通学(園)中のケガ等の
医療費は
2年以内に
ご請求ください!



受診した月から**2年間** 請求を行わなかった場合は、
時効により給付が受けられなくなります。

全部請求した
かしら?

よくある請求漏れの理由

先生に書類を
渡したかな?

「医療等の状況」
を医療機関等に
証明いただいて
いない

初回の給付を
受けたが
継続分は未申請

全ての治療が
終了した後に
まとめて
請求しよう
と
思っていた

※医療費は『月ごと』に時効が発生します。

「請求していないかもしれない」と思ったら
まず、学校(園)にご相談ください

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して
判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

本チラシは災害共済給付制度(医療費)における時効に関する概要をお知らせしています。
「災害共済給付制度」の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

